

平成 24 年 7 月 19 日

全日本爬虫類皮革産業協同組合
総務・製品表示委員会

ワシントン条約対象製品についての規制緩和について

今まで国の規制下では、ワシントン条約対象製品（例えば、ワニ革バッグ、ワニ革財布、ヘビ革バッグなど）を百貨店、専門店等の売り場で、あるいは通信販売で、外国のお客様が購入し自分の国に持ち帰ることは出来ませんでした。持ち帰るためには、輸出許可証（CITES 証明書）を添付しなければなりません。輸出許可証（CITES 証明書）は百貨店や専門店、通信販売業者では発給できず、経済産業省に申請して取得するため、最低でも 1 週間かかります。そこで、今回その不便さを解消するために、政令によって規制緩和に関する政令が交付され、施行されました。

規制が緩和されますと、一人 1 種類 4 点まで（例えば、ワニ革製品 4 点、ヘビ革製品 4 点計 8 点）輸出許可証（CITES 証明書）なしで、国外に持ち出せることになります。ただ、対象製品の革の種類をワシントン条約付属書 II のものに限定しているため、付属書 I と II の種類が混ざっていて判別が難しいワニ革については、付属書 II であることを明記するカードまたはラベルを製品に付けてもらうことになりました。

※

手回り品の持ち込みは、国により規制が異なりますのでご注意ください。この手回り品として持ち込みが認められていない国への持ち込みには、必ず経済産業省の発行するワシントン条約に基づく輸出許可書／再輸出証明書を取得してください。

実施にあたっては、次のことに留意してください。

1. 本特例の対象は、決議 13.7 でもワシントン条約付属書 II に属する製品に限られています。
2. ワニ革製品の一部には付属書 I であるものの付属書 II 扱いとなっているものがありますが（例えばシャムワニ）、これは本特例の対象外となります。このため、ワニ革の製品については、付属書 II であることを明確にするために、原産国・種目・付属書 II であること・それを証明するメーカー名（販売者名）を記したカード・ラベル等を製品につけることとなりました。（標準的なフォーマットは添付を参照してください。）
3. 手回り品及び家財と偽った商業目的のための輸出を阻止するため、本特例が適用される製品の数量は、その種ごとに原則として 4 つまでに制限されます。（爬虫類関係の製品は 4 つまでですが、他の付属書 II の種については例外がありますので、経済産業省にご確認ください。）

以上